○厚生労働省告示第四百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十二月一日から適用する。

平成二十一年十月二十九日　　厚生労働大臣　長妻　昭

別表第1第2章の3中「障害者加算」の下に「又は8に定める母子加算」を加える。

別表第1第2章に次のように加える。

8　母子加算

(1)　加算額（月額）

	児童1人	児童が2人の場合に加える額	児童が3人以上1人を増すごとに加える額
在宅者 1級地	23,260円	1,840円	940円
在宅者 2級地	21,640	1,720	870
在宅者 3級地	20,020	1,610	800
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者	19,380	1,560	770

(2)　母子加算は、父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で2の(2)に掲げる者をいう。）を養育しなければならない場合に、当該養育に当たる者について行う。ただし、当該養育に当たる者が父又は母である場合であつて、その者が児童の養育に当たることができる者と婚姻関係（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む。）にあり、かつ、同一世帯に属するときは、この限りでない。

9　重複調整等

障害者加算又は母子加算について、同一の者がいずれの加算事由にも該当する場合には、いずれか高い加算額（同額の場合にはいずれか一方の加算額）を算定するものとし、相当期間にわたり加算額の全額を必要としないものと認められる場合には、当該加算額の範囲内において必要な額を算定するものとする。ただし、障害者加算のうち2の(4)又は(5)に該当することにより行われる障害者加算額及び母子加算のうち児童が2人以上の場合に児童1人につき加算する額は、重複調整を行わないで算定するものとする。

○経済産業省告示第三百二十一号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十条第三項第二号及び第二十五条第一項第二号の規定に基づき、次のとおり認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者を認定したので、同法第七十四条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月二十九日

経済産業大臣　直嶋　正行

名称（事業所の名称を含む。）	事業所所在地	認定の種類	認定年月日
コスモ石油株式会社 堺製油所	大阪府堺市西区築港新町三丁十六番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十一年八月二十日
新日本石油精製株式会社 水島製油所	岡山県倉敷市水島海岸通四丁目二番	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十一年八月三十一日
東燃ゼネラル石油株式会社 和歌山工場	和歌山県有田市初島町浜千番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十一年九月七日
東ソー株式会社 南陽事業所	山口県周南市開成町四千五百六十番地	認定保安検査実施者	平成二十一年九月七日
出光興産株式会社 徳山製油所	山口県周南市新宮町一番一号	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十一年九月七日
出光興産株式会社 徳山工場	山口県周南市宮前町一番一号	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十一年九月七日
三菱レイヨン株式会社 大竹事業所B地区	広島県大竹市御幸町二十番一号	認定保安検査実施者	平成二十一年九月七日
株式会社カネカ 高砂工業所	兵庫県高砂市高砂町宮前町一番八号	認定保安検査実施者	平成二十一年九月七日
三菱瓦斯化学株式会社 水島工場	岡山県倉敷市水島海岸通三丁目十番	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十一年九月十四日
コスモ石油株式会社 四日市製油所	三重県四日市市大協町一丁目一番地	認定完成検査実施者	平成二十一年九月十四日

○国土交通省告示第十百三十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年七月十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年十月二十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G—2082	一酸化炭素等発散防止装置 ダイハツ DBAK F—VE—7	ダイハツ DBA—L675S、ダイハツ DB A—L685S	ダイハツ工業株式会社 大阪府池田市ダイハツ町1番1号

○国土交通省告示第十百三十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年七月十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年十月二十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G—2079	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ DBA—1 NR—FE	トヨタ DBA—NGJ 10	トヨタ自動車株式会社 愛知県豊田市トヨタ町1番地

○国土交通省告示第十百三十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年七月十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年十月二十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G—2080	一酸化炭素等発散防止装置 マツダ MA—ER L3—CBA2	マツダ CBA—ER3 P	マツダ株式会社 広島県安芸郡府中町新地3番1号